

第2期イノシシ管理計画

平成30年度事業実施計画

平成30年4月

兵庫県

目 次

1	はじめに	1
2	現状	1
(1)	生息・分布状況	1
(2)	捕獲状況	2
(3)	防護柵設置状況	3
(4)	被害状況	3
3	目標達成のための具体的な方策	5
(1)	被害防除	5
(2)	個体数管理	6
(3)	生息地管理	6

1 はじめに

本計画は最新の調査結果等に基づき、平成 30 年度の兵庫県におけるイノシシ管理のための方策について定めるものである。

2 現状

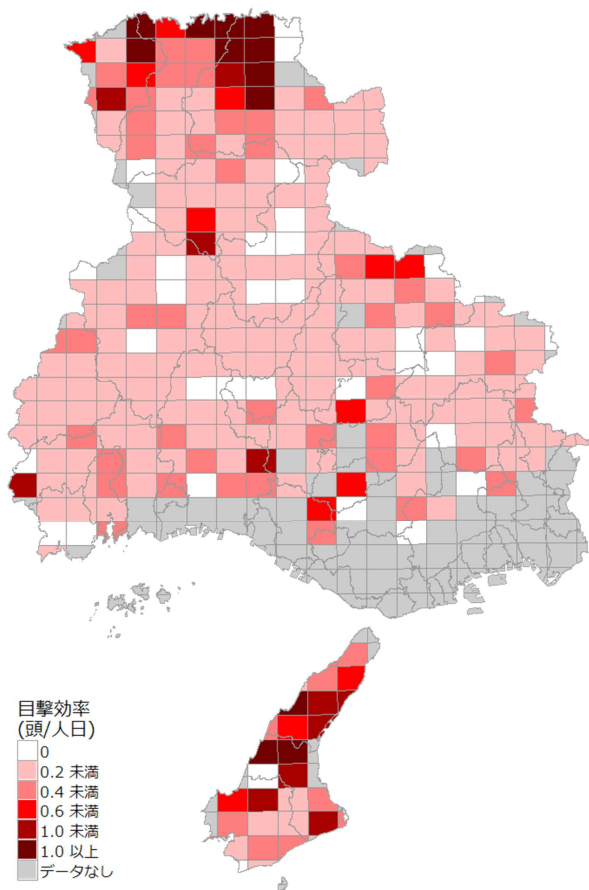
(1) 生息・分布状況

イノシシはほぼ全県域に生息しており、生息密度の指標となる目撃効率^{※1}は、本州の中央部を中心に広い範囲で 0.2 以下となっているものの但馬地域北部や淡路地域などでは生息密度の高い地域が認められている。

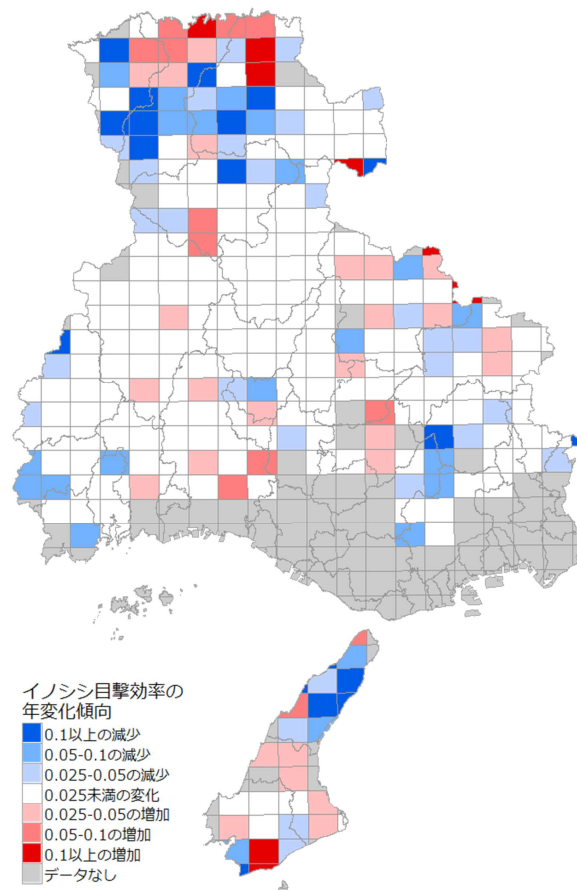
また、平成 24 年度と平成 28 年度の間目撃効率を比較すると、播磨や丹波、但馬地域並びに淡路地域の一部において上昇が認められている。

なお、目撃効率データはないが神戸・阪神地域の都市部に隣接する六甲山系に人馴れしたイノシシが分布しており、林縁部だけでなく市街地への出没も認められている。

※1 目撃効率：1 人の狩猟者が 1 日に目撃したイノシシの頭数の平均。



イノシシの目撃効率 (H28 年度)



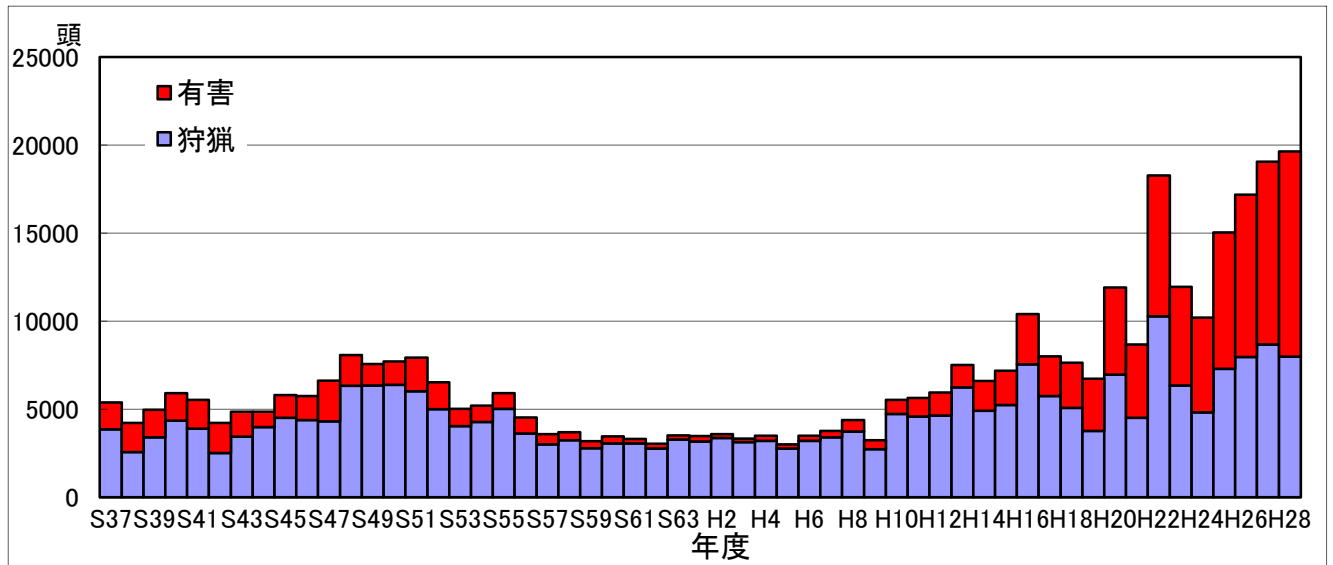
イノシシ目撃効率の変化 (H24→28 年度)

(2) 捕獲状況

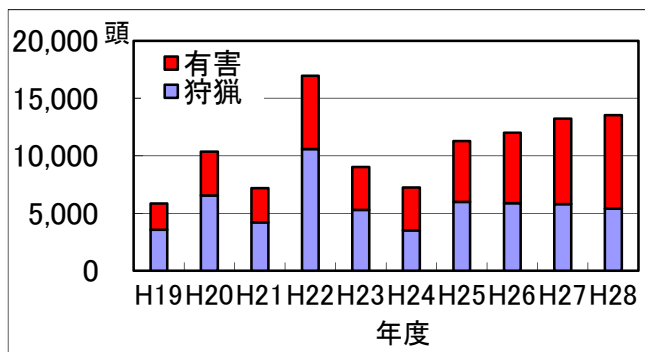
平成 28 年度の捕獲頭数は過去最大の 19,648 頭となっており、本州部及び淡路地域のいずれにおいても平成 25 年度から 4 年連続で増加するなど強い捕獲圧が維持されている。

その結果、目撃効率は年度ごとの増減はあるものの長期的には本州部、淡路地域ともに緩やかな減少傾向となっており、本州部では管理計画の目安の 0.2 を下回っている。一方、淡路地域では、本州部の 2 倍以上の高い値が続いているものの、平成 28 年度は前年度と比べて大きく減少している。

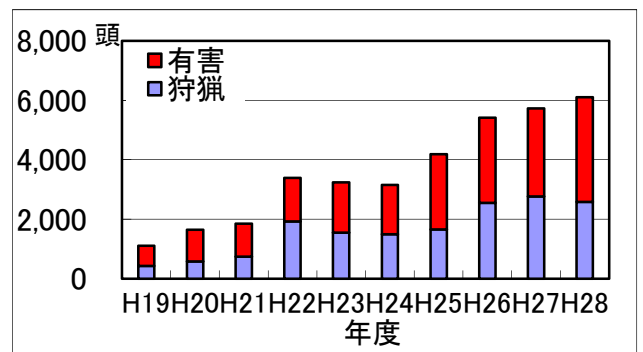
県全体



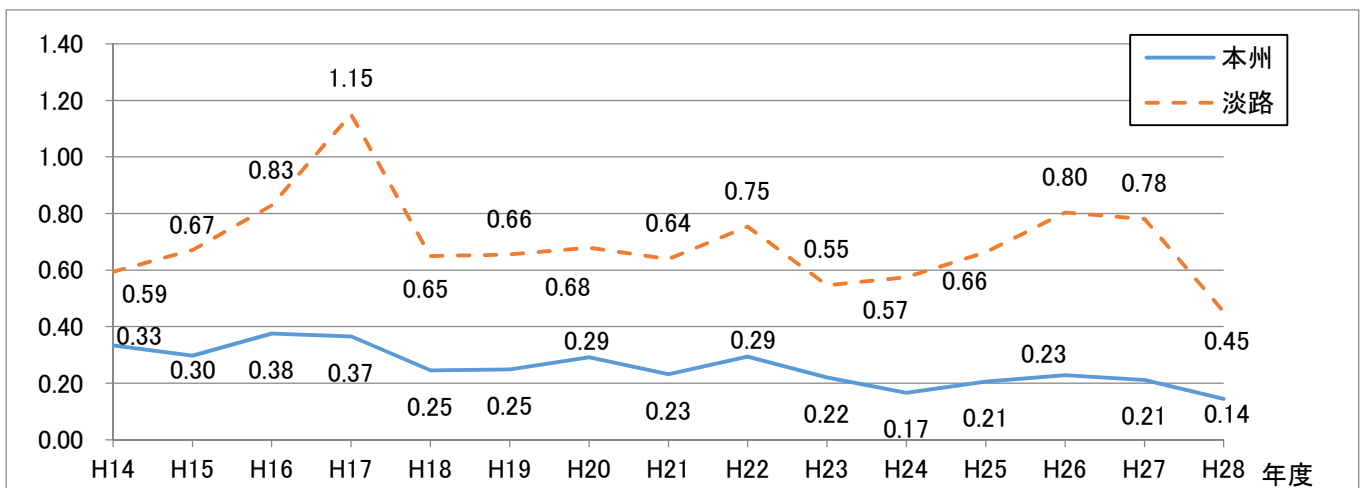
本州部



淡路地域



捕獲頭数の推移



目撃効率の推移

(3) 防護柵設置状況

シカ、イノシシの農地への侵入を物理的に防止するため、各種補助制度を活用した防護柵の設置が進んでおり、平成28年度までに累計で約8,262kmが設置されており、農会アンケート結果からもその効果は多くの集落で認められている。

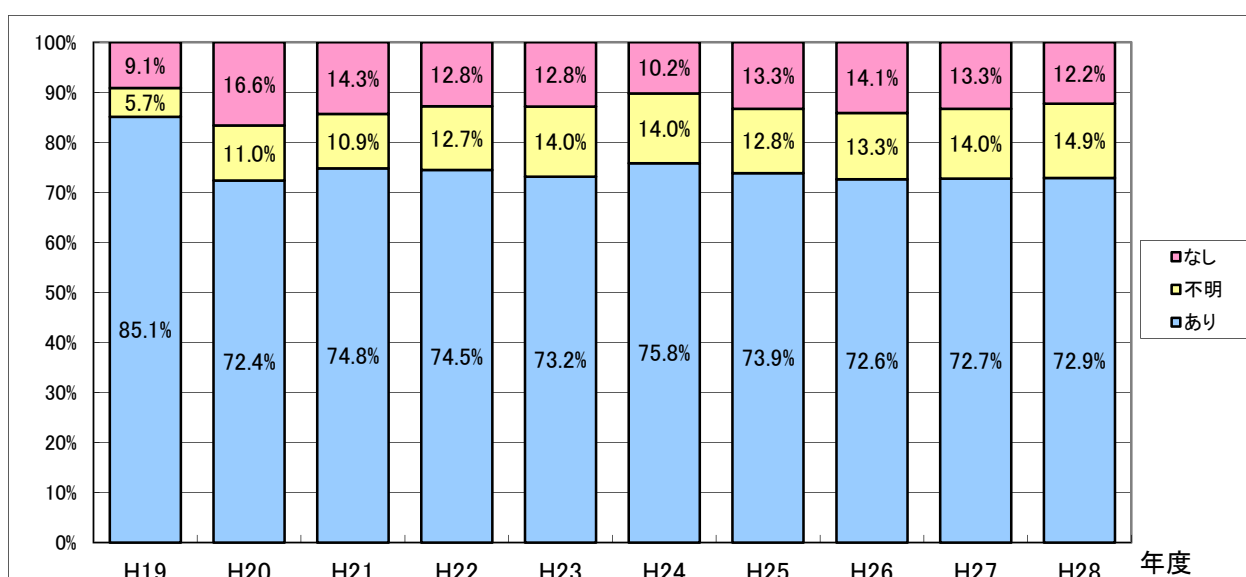
防護柵の設置状況

単位：km

県民局	国庫	県単独	自治振	市町単	その他	小計
神戸	194	0	0	0	0	194
阪神南	0	0	0	1	0	1
阪神北	215	0	6	55	0	276
東播磨	9	0	0	13	2	24
北播磨	279	97	68	194	0	638
中播磨	219	183	113	32	5	552
西播磨	290	497	253	549	135	1,724
但馬	715	249	430	731	4	2,129
丹波	534	134	30	212	84	994
淡路	927	148	145	510	0	1,730
県計	3,382	1,308	1,045	2,297	230	8,262

※自治振とは、県単独の自治振興事業

※その他とは、中山間直接支払い、県民局事業で設置したもの



農会アンケート結果

(4) 被害状況

イノシシによる農林業被害金額は、平成21年度までの減少傾向が平成22年度のイノシシ出没増加により上昇に転じたが、その後は緩やかな減少傾向で推移しており平成28年度は全県で1億9千5百万円となり前年度より10.5%減少している。

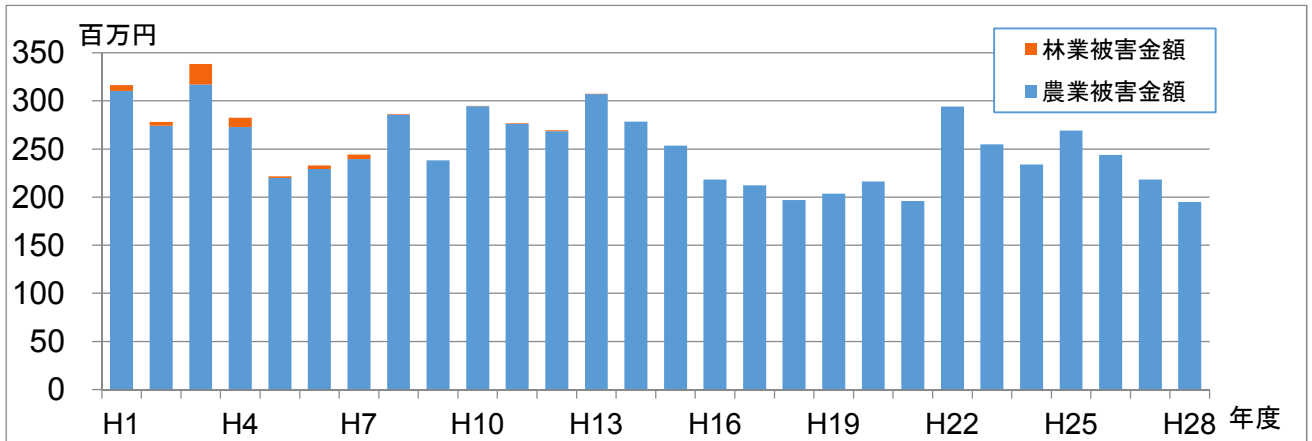
なお、平成27年度と比較した地域別農林業被害金額は、本州部が約0.6% (97万7千円) 増加しているのに対し、淡路地域では54.6% (2,420万9千円) の減少となっている。

一方、平成28年度の農会アンケートによる農業被害は、本州部が「深刻」9.8%、「大きい」26.6%、淡路地域が「深刻」15.6%、「大きい」36.8%となっており、「深刻」と「大きい」

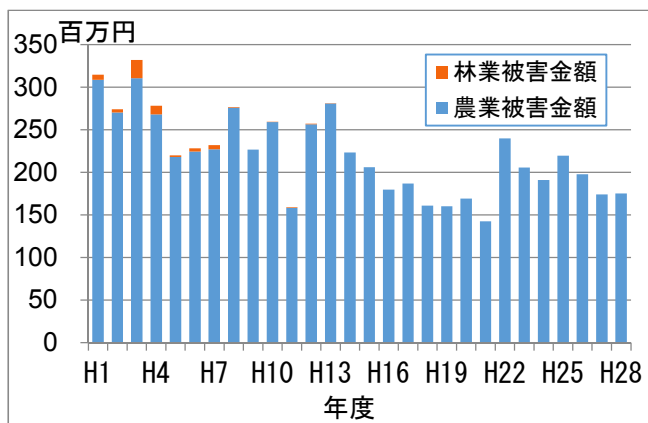
を合わせた割合はほぼ横ばいであるものの、淡路地域の「深刻」は近年減少傾向となっている。

なお、イノシシによる人身被害は近年減少傾向にあるものの、平成 28 年度は神戸市内で 33 件発生しており、生活環境被害に関する苦情も六甲山麓の自治体に対して多数寄せられるなど大きな社会問題となっている。

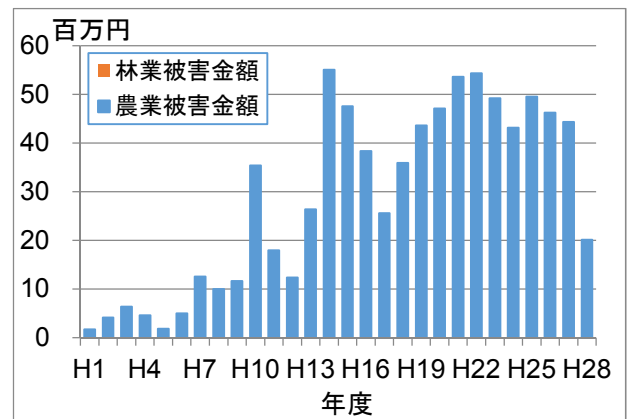
県全体



本州部

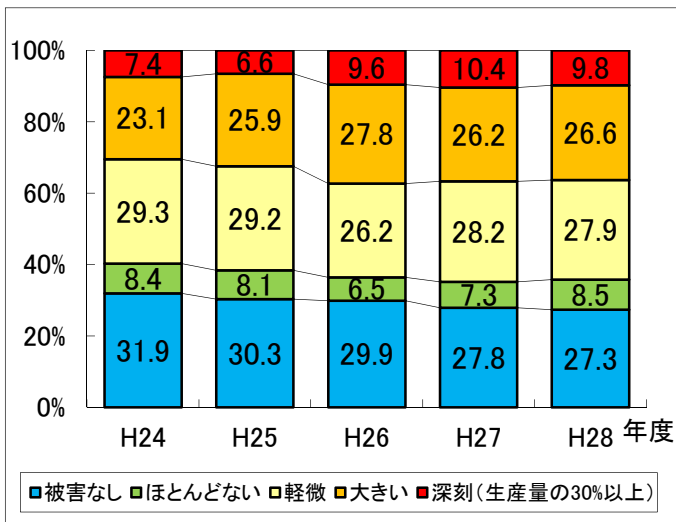


淡路地域

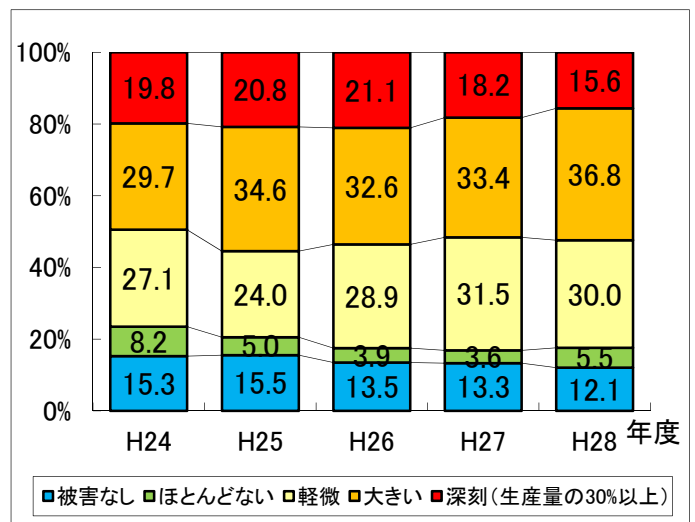


イノシシによる農林業被害額の推移

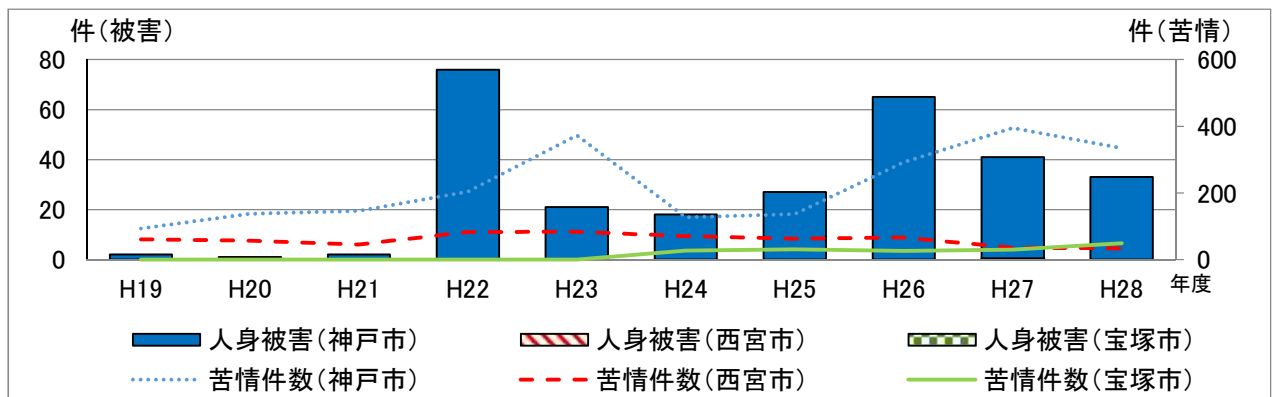
本州部



淡路地域



イノシシによる農林業被害意識の推移



六甲山イノシシによる人身被害と苦情件数（神戸市、西宮市、宝塚市）

3 目標達成のための具体的な方策

(1) 被害防除

高被害地域を中心に、ストップ・ザ・獣害事業やイノシシ生活被害防止対策事業などの活用により、以下の取組みを推進する。

① 農業被害対策

ア 防護柵設置・管理の指導

新たな防護柵の設置や、既存防護柵の機能向上への取組みを支援するため、設置場所や設置後の維持管理について技術指導を行うとともに柵の効果を高めるためバッファゾーン整備との一体的な普及に努める。

イ 集落ぐるみの対策指導

住民自らが積極的に参加する獣害対策として、藪の刈り払いなど集落環境の改善や無意識の餌付け行為の防止、可能な範囲での追い払いなど集落ぐるみの獣害対策について啓発と技術普及を図る。

ウ リーダーの育成

被害対策の持続には、地域住民全体が様々な形で協力し合い、防護柵の維持管理や捕獲活動等にかかる個人負担の軽減が必要なため、その体制づくりを担う獣害対策リーダーを育成する。

② 生活被害対策

ア 生活被害対策の支援

餌付防止や生ゴミの適正処理など関係行政機関と地域住民が連携して行う生活被害防止の啓発活動や、人身被害が続発する場合などの緊急時対応について技術支援を行う。

イ 都市部出没個体の捕獲促進

生活被害が多発している六甲山麓などの都市部地域において、出没イノシシやその予備群の捕獲を実施する市町を支援する。

③ 有害捕獲推進

ア 地域住民が主体となった捕獲の推進

農地周辺等での有害捕獲について、農会や地域住民と猟友会との連携強化を推進するとともに、捕獲指導員を配置し、地域住民等が主体となった捕獲に対する技術指導並びに体制づくりを支援する。

イ 専門家チームによる捕獲の強化

県が捕獲専門家チームを編成し、狩猟者が少ないなど捕獲体制が脆弱な市町からの要望により県主導で有害捕獲を実施する。

ウ 市町の捕獲支援

市町のイノシシ捕獲用わな整備を支援する。

(2) 個体数管理

農会アンケートでの農業被害が管理計画の目標に達しておらず、但馬地域北部や淡路地域など生息密度が高い地域や播磨・丹波地域など目撃効率が上昇している地域が認められることから、目撃効率が県下全域で0.2以下となるよう引き続き捕獲を推進する。

① 規制緩和を継続実施

ア イノシシ狩猟期間延長の継続

生息密度の低減を図るため、3月15日までとしている狩猟期間の延長を継続する。

イ くくりわな制限解除の継続

直径12cm以上のくくりわなの制限解除を継続する。(淡路地域のみ)

② 個体数調整を継続実施

ア 狩猟期イノシシの捕獲拡大

狩猟期間中のイノシシ捕獲について、狩猟者に対して捕獲報償金を交付する。

イ 指定管理捕獲等事業の実施

平成29年度に生息密度等を調査した六甲山系及び淡路島において、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した捕獲を実施する。

<実施区域>

六甲山系、淡路島(有害捕獲を実施していない地域)

ウ 群れごと捕獲の推進

イノシシは複数のメスを中心とした群れを形成することから、個体数増加に重要な役割を果たすメスの生息密度低減を図るため、わなによる群れごと捕獲を推進する。

エ 鳥獣保護区の見直し

狩猟期間中の鳥獣保護区内での有害捕獲を継続するとともに、地域の実情に応じて鳥獣保護区の見直しを検討する。

③ 捕獲の効率化

狩猟者の捕獲技術向上やICTを活用した捕獲システム導入等による捕獲の効率化を推進する。

(3) 生息地管理

防護柵の設置と併せて、広葉樹林の保全・復元や、針葉樹人工林の広葉樹林・針広混交への誘導など、野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備を図る。このため、県民緑税を活用して、「野生動物共生林整備^{*2}」や「針葉樹林と広葉樹林の混交整備^{*3}」を進める。

また、獣害対策にも繋げることをねらいとして、地域住民が行う「住民参画型森林整備^{*4}」を支援する。

「災害に強い森づくり」による森林整備 【平成30年度実施計画量(平成30年度新規着手分)】

区分	野生動物共生林整備		針葉樹林と 広葉樹林の 混交整備	住民参画型 森林整備	広葉樹林化促進 パイロット事業 (H24年度～)
	ハーフアゾーン 整備	共生林整備			
箇所数	10	5	9	10	—
面積(ha)	300	50	200	20	25

*2 野生動物共生林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。野生動物と人とのあつれきが生じている地域において、人と野生動物との棲み分けのゾーンを設けるとともに、森林の奥地に共生林を整備するもの。

*3 針葉樹林と広葉樹林の混交整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、跡地に広葉樹を植栽してパッチワーク状の多様な森林に誘導するもの。

*4 住民参画型森林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等を支援するもの。